平成29年11月市議会建設水道委員会資料

第128号議案 長崎市景観条例の一部を改正する条例

目	次
1	長崎市景観計画の変更・・・・・・・・・・・・1~5
2	長崎市景観条例の改正・・・・・・・・・・・・・6~7
3	参考図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8~9

まちづくり部 平成29年11月

1. 長崎市景観計画の変更

(1)変更の理由

本市では、市域全体を景観法に基づく「景観計画区域」に設定するとともに、特に 景観形成が必要な8地区を「景観形成重点地区」に指定し、重点的に景観まちづくり を推進している。

この内、外海については、世界遺産候補「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産と緩衝地帯の保護措置並びに歴史的な建造物、石垣や石積み及び角力 灘への眺望などの保全を図るため、「大野地区」と「出津・牧野地区」の2地区を景 観形成重点地区に指定している。

今回の景観計画の変更は、世界遺産候補の構成資産を教会から集落に変更することに伴い、新たに追加される構成資産や緩衝地帯の保護措置などを設けるため、国の重要文化的景観の選定と合わせて、新たに「赤首地区」と「神浦地区」を景観形成重点地区に追加しようとするもの。



(2) 計画変更の内容

ア 地区及びゾーンの変更

外海については、これまで区域が離れていたため、各々で区域指定を行っていたが、赤首地区と神浦地区の追加により、一体的な区域となることから、区域全体を指定地区名「外海地区」とし、これまでの各地区を「ゾーン」に改める。

【現計画】

地 区 名				
外海	大野地区			
	出津・牧野地区			

【変更後】

地区名	ゾーン名
外海地区	大野ゾーン
	出津・牧野ゾーン
	赤首ゾーン
	神浦ゾーン

イ 面積の変更

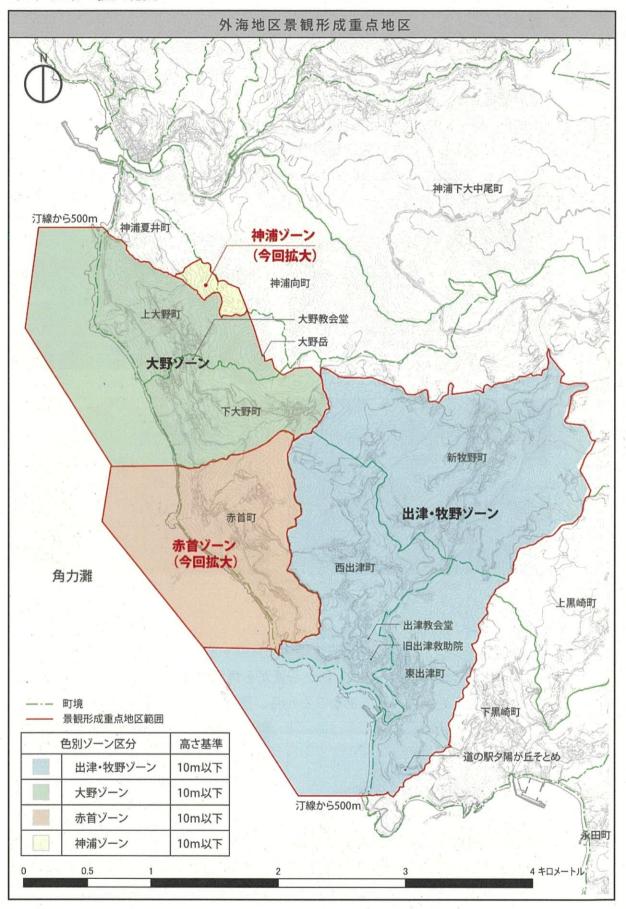
現在指定されている景観形成重点地区の「大野ゾーン」と「出津・牧野ゾーン」に連担して広がる集落、後背地及び眼前に広がる角力灘の海域についても一部を区域に含めることで、歴史的景観に厚みを持たせ、地区の景観的価値を高めるものである。

面積の変更は、「大野ゾーン」と「出津・牧野ゾーン」の変更はなく、「赤首ゾーン」と「神浦ゾーン」の2つのゾーンの面積を追加するものである。

地区名	ゾーン名	現計画	変更後	増 減
外海地区	大野ゾーン	約 259ha (内 海域 92ha)	約 259ha (内 海域 92ha)	0ha (内 海域 0ha)
	出津・牧野 ゾーン	約 534ha (内 海域 52ha)	約 534ha (内 海域 52ha)	0ha (内 海域 0ha)
	赤首ゾーン	_	約 192ha (内 海域 92ha)	約 192ha (内 海域 92ha)
	神浦ゾーン		約 10ha (内 海域 0ha)	約 10ha (内 海域 0ha)
計		約 793ha (内 海域 144ha)	約 995ha (内 海域 236ha)	約 202ha (内 海域 92ha)

※海域は陸域から 500m範囲を区域に含む

(3) 区域の拡大範囲



(4) 各ゾーンの景観形成に関する考え方

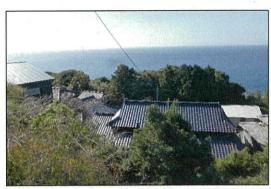
ア 赤首ゾーン

赤首ゾーンは、集落の特性調査の結果、石垣や石積みに大野ゾーン、出津・牧野ゾーンと共通の石積文化が残っていることが明らかになったことから一体的に景観保全が必要な区域である。

また、ゾーン内から見える角力灘の眺望は、優れた自然景観であるだけでなく、 潜伏キリシタンがここから五島列島へと渡っていた歴史を想起させる景観でも あるため、海域の一部についても一体的な景観と捉え区域に含める。



赤首地区の景観



角力灘への眺望



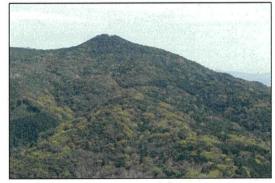
ネリベイ建物



石垣や石積み

イ 神浦ゾーン

神浦ゾーンは、世界遺産の価値証明に貢献する潜伏キリシタン墓地の存在が明らかになったことや、ゾーン内から見える角力灘の優れた眺望は、大野ゾーンと一体となった自然景観であることから、景観保全が必要な区域である。



神浦地区の景観



潜伏キリシタン墓地

(5) 景観形成基準 (外海地区共通)

基本的な考え方を踏まえ、景観形成基準を以下のとおり設定する。

行為の種別・事項		景観形成基準					
域	・建築物又はエ	高さ	・高さは10m以下とする。				
	作物の新築、 新設、増築、 改築又は移転	形態・ 意匠	・外壁や塀、石垣などに、地域の素材を活かした技法を用いたものについては、極力活用する。 ・建築物の屋根は、原則として2方向以上の傾斜屋根とする。				
	外観を変更することとなる修繕又は模様替若しくは色彩の変更						
			・自動販売機は、建物等の中に組み込むか、又は、周辺景観と調和する意匠、形態、色彩とする。				
		色彩	・基調となる色彩に (1) 建築物の屋根	はマンセル表色系におい	て、以下のとおりと	:する。 	
			色相	明度	彩度		
			YR~G系	2.5以上~5.0以下	1.5以下	,	
			N系	2.5以上~5.0以下			
			(2)建築物の壁面、	工作物		_	
	10000		色相	明度	彩度	_	
			R系、GY系、 BG系、B系、 PB系	4.0以上~9.0以下	1.0以下	2	
			YR系、Y系	4.0以上~9.0以下	2.0以下		
			G系、P系、 RP系	4.0以上~9.0以下	0.5以下		
			N系	4.0以上~9.0以下			
			※ただし、次に該当するものについては、この限りではない。・石材、れんが等の素材の色及びアクセントカラー(外壁の各方面見付け面積の各10%以内とする)・周辺景観への影響がないと市長が認めるもの				
	8 g	敷地 緑化	・敷地内は、できる	だけ緑化する。	*		
土地の開墾、土石の採取、 鉱物の掘採その他の土地 の形質の変更行為			次によること。 ■歴を発見の背景では、 ■嫌いでは、 ■嫌いでは、 ■がいるが、 ・土のでは、 ・土のでは、 ・土のでは、 ・土のでは、 ・土のでは、 ・土のでは、 ・土のでは、 ・土のでは、 ・土のでは、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	きの造成は極力行わない 最について十分な景観 となる斜面緑地についる る。 最面処理の工夫、前面緑 との調和に配慮するって は鉱物の掘削にあたった では行るでは行るを 調和した自然回復をする	配慮を行うこと。 ては、周辺の植生に 化等により、周辺の は、次のことに留意 い。 蔽を行う。	二配慮 し)自然理	

2. 長崎市景観条例の改正

(1)条例改正の理由

長崎市景観計画の景観形成重点地区に「赤首地区」と「神浦地区」を追加することに伴い、外海地区が一体的な区域となることから、地区名を「外海地区」とし、これまでの各地区を「ゾーン」に改めるため、条例に定める地区名を改正するもの。

(2)条例改正の内容

別表 (第11条関係) の景観形成重点地区の地区名の「外海」を「外海地区」に改め、「大野地区」、「出津・牧野地区」を削除する。

【現行】

区 分 地 区 名 景観形成 東山手・南山手地区 重点地区 中島川・寺町地区 館内・新地地区 平和公園地区 大野地区 外海 出津·牧野地区 深堀地区 高島北渓井坑跡地区

【改正案】

区	分	地区名
	形成	東山手・南山手地区
里 点	地区	中島川·寺町地区
		館内・新地地区
		平和公園地区
		外海地区
		深堀地区
		高島北渓井坑跡地区

(3) 経過とスケジュール

平成 29 年 3 月 19 日 地元説明会(赤首地区) 出席者: 20 名

4月12日 自治会説明(神浦向町) ※自治会長から地元へ説明

4月30日 自治会説明(神浦夏井町) ※自治会長から地元へ説明

5月7日 自治会役員会説明(赤首地区) 出席者:5名

6月4日 地元説明会(赤首地区) 出席者:23名

6月議会 所管事項調査

9月4日

~19 日

原案縦覧(縦覧者:3名)

9月29日 景観審議会

11.月議会 市議会へ条例改正議案の上程

12月 公布・縦覧

平成 30 年 1月

施行

※説明会等における主な意見

- ・景観形成重点地区等により地域の景観を守っていくことは、地域の景観や文化を 見直す上で良い取組みだが、指定されることで制限がかかることは心配である。
- ・景観の届出等の手続きが面倒であるが、建物高さや外壁の色等の基準でも、一般 的な住宅程度が建てることができるのであれば問題はないのではないか。

※原案の縦覧における意見書

提出なし

※景観審議会の答申

原案について異議なし

【参考】

- ◆外海地区景観形成重点地区の指定経過
- ・平成23年4月 景観法に基づく景観条例、景観基本計画、景観計画施行
- · 平成 24 年 4 月 外海地区(大野地区、出津·牧野地区)景観形成重点地区の指定
- · 平成 29 年 2 月 外海地区(大野地区、出津·牧野地区)景観形成重点地区の区域拡大

